## 鳥取県訓令第2号

県有建物に関する広告物等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

県有建物に関する広告物等取扱規程の一部を改正する訓令

県有建物に関する広告物等取扱規程(昭和24年鳥取県訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
改 正 後 第2条 この規程において <u>管理者とは、鳥取県庁舎管理規則(昭和31年鳥取県規則第77号)第1条の2第</u> 1項に規定する庁舎管理者(知事の事務部局の職員 に限る。)をいう。	第2条 この規程において建物を管理する者(以下

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。